（指定金融機関に係る指定の申請等）

第三十三条　法第三十七条第二項の規定により指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、様式第三十七による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一～三　［略］

四　法第三十七条第一項第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「免許等」という。）を受けていることを証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面

五　指定申請者が法第三十七条第四項各号に該当しない旨を誓約する書面

六　役員が法第三十七条第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書面

2　主務大臣は、法第三十七条第一項の規定により指定するに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。

（業務規程の記載事項）

第三十四条　法第三十七条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～七　［略］

（法第三十七条第四項第三号イの主務省令で定める者）

第三十四条の二　法第三十七条第四項第三号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（指定金融機関の商号等の変更の届出）

第三十五条　法第三十八条第二項の規定による届出は、様式第三十八による届出書により行わなければならない。

（業務規程の変更の申請等）

第三十六条　指定金融機関は、法第三十九条第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三十九による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一～三　［略］

（協定に定める事項）

第三十七条　法第四十条第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

（帳簿の記載）

第三十八条　法第四十一条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

2・3　［略］

（業務の休廃止の届出）

第三十九条　指定金融機関は、法第四十三条第一項の規定により事業再編促進業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第四十による届出書に次に掲げる書面を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一・二　［略］

（指定金融機関に係る指定の申請等）

第三十三条　法第三十九条第二項の規定により指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、様式第三十七による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一～三　［略］

四　法第三十九条第一項第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「免許等」という。）を受けていることを証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面

五　指定申請者が法第三十九条第四項各号に該当しない旨を誓約する書面

六　役員が法第三十九条第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書面

2　主務大臣は、法第三十九条第一項の規定により指定するに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。

（業務規程の記載事項）

第三十四条　法第三十九条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～七　［略］

（法第三十九条第四項第三号イの主務省令で定める者）

第三十四条の二　法第三十九条第四項第三号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（指定金融機関の商号等の変更の届出）

第三十五条　法第四十条第二項の規定による届出は、様式第三十八による届出書により行わなければならない。

（業務規程の変更の申請等）

第三十六条　指定金融機関は、法第四十一条第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三十九による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一～三　［略］

（協定に定める事項）

第三十七条　法第四十二条第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

（帳簿の記載）

第三十八条　法第四十三条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

2・3　［略］

（業務の休廃止の届出）

第三十九条　指定金融機関は、法第四十五条第一項の規定により事業再編促進業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第四十による届出書に次に掲げる書面を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一・二　［略］